

東日本大震災無料法律相談事例集についてのQ & A

Q 事例集の作成について、経緯を教えてください。

A 日弁連では、東日本大震災の発生当日に災害対策本部を設置し、すぐに被災者支援活動を検討し始めました。被災地の弁護士会や支援に当たる全国の弁護士会と連絡・調整し、2011年3月下旬には、被災地などの面談相談、電話相談を開始するに至りました。

日弁連では、これら各地での法律相談について、相談情報を集約・分析を行う作業に取りかかりました。というのも、阪神・淡路大震災では、多くの法律相談が実施されましたが、それら相談の内容を一元的に記録・集約・分析することが十分に行うことができなかったという教訓を踏まえたからでもあります。被災者から直接相談を受ける弁護士というのは、いわば被災者の真のニーズを把握できる立場ですので、相談情報を取りまとめて、国や関係機関に働きかける必要があると考えて、今回の震災ではこのような相談分析を実施することになりました。

法律相談分析結果については、2012年10月に、第5次分析を公表しており、日弁連が把握している40,000件を超える相談について、相談者の年齢、性別、居住地など、様々な角度から分析を行っています。

<http://www.nichibenren.or.jp/activity/human/shinsai/proposal.html#bunseki>

しかしながら、この相談分析結果というのは、あくまで被災者の相談について、全体的な傾向を掴むためのものであり、例えば、住宅ローンの相談がどのくらいの割合なのか、どの地域に多いのかといった視点で捉えるときには適切な資料ですが、他方、個別にどのような相談があったのか、この震災に特有の相談は何か、今後の課題は何かを知るために、これとは別に資料を取りまとめる必要があると考えました。

その結果、この度、東日本大震災無料法律相談事例集として公表することになりました。

Q 具体的にはどのような内容が書かれているのですか。

A この事例集では、先ほど申し上げた第5次分析の約40,000件の相談事例の中から、東日本大震災の実情を示す代表的な例として1,000件を選び出し、相談内容を23項目に分類して列記しました。不動産所有権の相談、借地借家などの賃貸借の相談、住宅・車・船などローン・リースの相談、保険、税金、離婚、消費者被害、労働問題など様々な相談を載せています。これに加えて、原子力発電所事故に関する相談も多くのページを割いて載録しています。

それぞれの相談事例については、相談者の居住地と相談を受けた年と月を

記載しましたので、地域や相談時期などの特性もわかるようになっています。

相談事例の中には、東日本大震災の悲惨さを伝えるようなものの他に、震災後、新たな立法・制度の実現につながった相談事例や、今後の課題を示すようなものもあります。

そのような意味では、この事例集は「被災者の生の声」を記録した資料です。

Q 例えは、どのような内容の相談がありますか。また、相談を受けた弁護士、弁護士会は、どのような活動をして、これらの相談を活かしてきたのでしょうか。

A 例えは、【233番】には、「自宅を新築して3カ月で津波で全壊した。ローン3,500万円、35年まるまる残っている」という相談がありました。

まだ住んで間もない建物が損壊し、残された多額のローンの支払いに苦しんでいるという被災者の声は、事例集に多く収録されています。被災後、生活を再建するために家を建てようとした場合、二重のローンに苦しむことになるということです。

こういった、いわゆる二重ローン問題については、日弁連などが働きかけ、2011年7月に一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会により、いわゆる「被災ローン減免制度（個人版私的整理ガイドライン）」が作られ、一定の条件はありますが、通常の破産手続によらない方法で、債務の一部又は全部を免除されたりする制度ができました。これを利用すれば、信用登録情報、いわゆるブラックリストに載ることもありませんし、手元に自由財産として現預金500万円程度を残すことができ、また、支援金や地震保険なども返済に充てる必要がないという制度です。

事例集では、被災ローン減免制度ができて以降も、その内容やメリットについて問い合わせる相談があったことがわかります。減免制度を利用した場合の費用はどうなるかといった相談もありましたが、手続をサポートする弁護士の費用については国が補助をしますので、依頼者に負担はかかりません。

この他に、【409番】には「独身の兄と二人暮らしをしていたが、今回、兄が津波で溺死。兄の死亡に関し、災害弔慰金も義援金も支給されないのは不合理ではないか」という相談がありました。これは、震災直後の2011年4月に岩手県の方から寄せられた相談です。

災害弔慰金は、自然災害で亡くなった方の遺族に対し、生計維持者が亡くなった場合は500万円、それ以外は250万円を支給するという国の制度です。しかし、支給対象となる遺族に配偶者や子ども、両親は含まれていますが、兄弟や姉妹は対象外となっていました。

しかし、特に地方においては、兄弟姉妹同士で一緒に生活し共に支え合っていた世帯もあり、このような兄弟姉妹にも支給されないとすれば、家族を失った方に失望感を抱かせ、復興に対する意欲をそぐことになり、法の趣旨に照らしても改善が必要ではないかという声が弁護士の間でも挙がったため、日弁連でも様々な働きかけを行いました。

その結果、2011年7月に、災害弔慰金の支給等に関する法律が一部改正され、亡くなった方と同居または生計を同じくしていた兄弟や姉妹の方も支給の対象となるなど、制度の改善がなされました。

これはまさに、被災者の方が声をあげ、相談にあたった弁護士が実情を伝え、世論に広げ、政府等を動かした良い例だと思います。

また、【568番】では「相続について、「3ヶ月」と聞いたが、3ヶ月以内に何をするのか」という相談や、【590番】では、亡くなった叔父に多額の借金があることがわかり、それについて「相続人になるのであれば、死亡から既に3ヶ月以上経過しているが、相続放棄はできるか」といった相談も多数寄せられています。

家族等が亡くなった場合、通常、相続人は3ヶ月以内に相続をするかしないかの判断をする必要があります。相続をしない、つまり相続放棄を行う場合は、3ヶ月以内に裁判所に申し立てる必要があるのですが、3ヶ月以内に何もしなかった場合は、相続を承認したものとみなされます。

しかしながら、相続されるのは財産だけではありません。亡くなった方に借金があれば、相続人はそれを引き継ぐことになります。ですから、相続するか相続放棄をするかについては、じっくりと検討する必要があります。

東日本大震災後、家族を失った方自身も被災し、避難所などを転々として、落ち着いて相続をするかしないかをゆっくり考える状況ではない、ましてや家庭裁判所に行ったり書類を提出することなど考えられないという方が大勢いらっしゃいました。

これについても、岩手弁護士会や日弁連で、相続放棄についてゆっくり考える期間(熟慮期間と言います)を3ヶ月以内とせず大幅に延長すべきだという提言を行いました。

その結果、2011年6月に相続放棄の熟慮期間伸長に関する民法の特例法が成立し、震災被災者については、2011年11月30日まで延長されることになりました。これによって、被災地では、相続放棄や熟慮期間延長の申立件数も大幅に増加したと聞いています。

今後の課題を示す相談事例も少なくありません。例えば、【766番】「原子

力損害賠償請求の時効は3年と聞いたが、いつから3年なのか」というように、原子力損害の賠償の消滅時効の問題についても相談が寄せられています。これは、民法第724条に、不法行為による損害賠償の請求権は3年で時効が成立すると規定されているためであり、2014年3月には損害賠償の請求ができなくなってしまうのではないかという不安の声が現に挙げられています。

これについては、日弁連としては、今回の原子力発電所事故による被害は極めて深刻であり、いつ被害が終了するのかわからない、また、被害の全容すら明らかになっていない状況であることから、被害者の方が時効によって賠償を受ける権利を失ってしまうような事態を避けなければならぬというように考えています。ですから、何らかの救済措置が必要だという意見書を取りまとめています。これについては、引き続き、被災者が落ち着いた状態で適切に賠償を受けられるよう手立てを講じることを働きかけていく予定です。

Q 相談事例が並んでいますが、それらの相談についてはどのような回答になるのか気になります。

A 事例集を作成するに当たって、当初、相談に対する回答を付けたQ & A形式での発行も検討しました。しかしながら、今回の震災により、災害復興に関して、現在の制度には不備や改善が必要となるものがいくつも判明しました。その一部は法改正などで改善されました、今まさに検討や見直しを行っているもの、法改正に向けて動きが進んでいるものがあります。そのため、現段階での相談の回答が、必ずしも数年後にも通用するものであるとは言い切ることができない状況です。

特に原子力損害に対する賠償の問題については、国や東京電力の対応が定まっていない損害項目もあり、また、東京電力と被害者の間を仲介する原子力損害賠償紛争解決センターにおいて、隨時、賠償の基準が出されているなど、刻々と情勢が変化していることもありますので、相談に対し弁護士がどのようにお答えするかについては、相談時点で異なってしまいますし、今後も大きく変わるものと思われます。

こうした事情を考慮して、現段階での回答を御覧いただくよりも、むしろ、どのような相談があったのかについて、関連する専門家の方や研究者の方にそのままの姿を御覧いただくのが、今回の企画の趣旨となっています。

そのような理由から、今回、震災から2年が経った2013年3月の段階で発行するためには、個々の回答は付けず、皆様に永く御覧いただけるように、この震災の記録として役立てていただくために、事例集というかたちで取りまとめることとしました。

もちろん、被災者の方々のお悩みにお答えするようなQ & Aがほしいという方も当然いらっしゃると思います。

日弁連では、2012年3月に「東日本大震災復興支援Q & A（第1版）」と、同じく2012年の11月に「東日本大震災復興支援Q & A（地震・津波被災者版）」という冊子を作成しています。

第1版については、主に被災地の復興計画、まちづくりに関する内容のものであり、どちらかというと、自治体職員の方、被災者を支援する弁護士やその他専門家の方向けに作成しました。一方、地震・津波被災者版については、生活再建支援金や災害弔慰金の申請の仕方、災害公営住宅の入居など、被災者の方が日々の生活の中で抱えるであろうお悩みを取り上げ、95問のQ & Aとしてまとめています。

いずれのQ & Aにつきましても、日弁連ホームページに掲載しており、内容を御覧いただけますようにしていますので、ぜひ御活用いただけますと幸いです。

Q 事例集はどのような方に、どのように使っていただきたいですか。

A 先にも申し上げましたが、これは震災の実情を示す資料だと考えますので、まずは、震災復興支援に携わる関係者の方々、専門家の方々、研究者の方々に御覧いただければと考えています。

また、震災2年となる本年3月11日に公表を行って以来、専門家の方々や大学その他研究機関の方々から多くの御要望をいただいている。

この相談の情報については、弁護士が立法提言活動のために活用してきましたが、弁護士のみならず、震災復興支援に携わる関係者の方々に御覧いただき、この災害の実情を共有するべきだと考えました。さらに、他の専門家の方々、研究者の方々が御覧になることで、我々弁護士とは別の視点から見ていただくことによって、復興の課題が浮き彫りになったり、支援活動の在り方についての多角的な提案がなされるのではないかと期待しています。

もちろん、平易な文章で書かれていますので、市民の皆様にも御覧いただき、今後の災害に対する防災意識を高めていただく、震災を風化させずに教訓として活かしていただくというような利用方法もありうるかと思いますので、専門家の方に留まらず、広く御活用いただけますと幸いです。

Q そもそも事例集はどこで手に入りますか。

A 日弁連では、この冊子を10,000部作成し、被災自治体や関係省庁、都道府県庁、法科大学院、関連団体等にお送りしています。

また、部数に限りがありますが、市民の皆様からの冊子の配付希望にもお応えしておりますので、御希望される場合は、日弁連事務局（電話：03-3

580-9841(代))までお問い合わせください。